

平成27年度 第3回四街道市保健福祉審議会 障害者部会 会議要旨

日 時	平成 28 年 2 月 12 日 (金) 午後 1 時 30 分～午後 3 時		
場 所	四街道市保健センター 3 階第 2 会議室		
出席委員			
	大淵 義明	飛田 周彬	
	金子 恵子	伊佐 勉	
	大内 健太郎	穴澤 悦子	
欠席委員			
	島 万里子	川崎 鉄男	中村 修治
傍聴人			
なし			
会議次第			
	1. 開会 2. 福祉サービス部長挨拶 3. 議題 ①第 4 次四街道市障害者基本計画 (案) について ②その他 4. 閉会		
配付資料			
会議次第			
資料 1	第 4 次四街道市障害者基本計画 (案)		
資料 2	修正箇所の追加について		

1. 開会

(事務局より資料の確認)

2. 福祉サービス部長挨拶

(福祉サービス部長より挨拶)

3. 議題

(傍聴希望者の確認及び会議公開の承認) 傍聴なし

①第4次四街道市障害者基本計画(案)について

【事務局】

(前回からの修正点を説明)

【大淵部会長】

(修正点の確認)

修正を見送ったものとして、健康安心ダイヤルがありますが、いかがでしょうか。

【伊佐委員】

私自身、健康安心ダイヤルは重宝しており、障害者基本計画にも掲載があればと思いましたが、担当課の見解もあり、致し方ないと考えます。事務局の説明を聞くと、むしろ地域福祉計画へ掲載したほうがいいのではと思います。

【大淵部会長】

第4章 4 生活支援の充実の「4-2-7 福祉カー貸出し事業の充実」で、福祉カーの使用制限のご指摘がありました。社会福祉協議会からは、広く多くの人に利用していただきたいということです。ただし増加には人的保障がないため、現状のままとしたいとのことですが、いかがでしょうか。

【伊佐委員】

対応が難しいのであれば、仕方ないと感じています。福祉有償運送を検討していただける他の実施主体が出てくればという期待もしています。第2回の議論内でも出ましたが、シルバー人材センターなどに福祉有償運送を働きかけていただければありがたいです。

【大淵部会長】

今後の課題になるでしょう。

7 暮らしやすい生活環境の整備の「7-2-2 わかりやすい情報発信の推進」ですが、よめーるは障害者基本計画にはなじまないという見解ですが、いかがでしょうか。

【伊佐委員】

私の言葉が足らなかったのかもしれませんが、発言の意図はパブリックコメントの実施アナウンスをよめーるで発信していただければよいということでした。

【大淵部会長】

そのほかに、ご自分の指摘が漏れている点はないでしょうか。

【伊佐委員】

第2章の市内の社会資源の状況に事業所一覧が掲載されていますが、重度訪問介護については、受け入れ体制が難しく行っていないと聞きました。第2回の部会では事業者を確認するとの回答でしたが、事業者へは確認していただけたのでしょうか。

【事務局】

実際の運用は難しいかもしれませんが、事業所のサービスには重度訪問介護が項目として入っています。計画期間中にはサービスの種類が変更するかもしれませんが、現時点では事業所が表記しているサービスをそのまま掲載することにしました。

【大淵部会長】

第2回部会にて、我々委員が指摘した内容は検討・反映され、また掲載見送りの説明もありました。これで障害者部会としてはよろしいでしょうか。（承諾）

パブリックコメントの状況を教えてください。

【事務局】

パブリックコメントについては、意見等は寄せられませんでした。

【大淵部会長】

パブリックコメントがなかったことは残念です。障害者問題に対する市民の意識はまだまだというところでしょう。市民から積極的にパブリックコメントを寄せられるならば喜ばしいことですが、私たちが行政と一緒にあって、市民に障害者福祉の問題を訴えていくことがひとつの課題でしょう。

【伊佐委員】

先日開催された地域福祉計画の保健福祉審議会地域福祉部会を傍聴しました。地域福祉計画に対するパブリックコメントも1件もなかったそうです。パブリックコメントの募集は、市政だよりやホームページで案内していると思いますが、市民に浸透していないように感じます。パブリックコメントの実施には、告知方法を工夫してはどうでしょうか。その一環として、よめーるでの告知配信を提案させていただきました。福祉の計画に限らず、市民からのパブリックコメントは少ないようですので、一工夫して頂けたらと思います。

【大淵部会長】

基本的には、市民の皆さんに障害者福祉の問題を自分たちの問題として意識を持ってもらうことが、ノーマライゼーションでありインクルージョンにつながると思います。どの市区町村でも苦勞しているようです。当事者からすると、もどかしい思いもしますが、息長く私たち当事者が頑張らなくてはいけないというところでしょうか。

【飛田委員】

パブリックコメントが寄せられない、一般の方が関心を持たないということは、わかりやすいチラシや問題点の提示をやっていかないと、市民には問題が何かわからないのだと思います。問題点を抽出して提示し、自主的な意見を求めるという対応をしないといけないと、これからの社会では黙っていれば済んでしまうケースが増えてしまうと思います。特に福祉障害や不都合な問題はなるべくタッチしないという形になりかねません。それには行政と私たちが連携してアピールし、関心を引き出す必要があると思います。

【大淵部会長】

私たち団体につきつけられている問題でしょう。行政で広報を利用するほか、説明会を開催しても反応する人はまだ少ない状況です。市庁舎内で「どんぐり工房」として出店していますが、そこで働く職員には「どんぐり工房」という名前を知ってもらうことが一番大事だと言っています。製品を購入してくださった方にはリーフレット等を必ずお渡ししています。まずは知ってもらえる努力が必要です。私たち団体が市庁舎に出店することは、市民に知っていただくチャンスを得たと思っ取り組んでいます。地道ですが市民に障害者のことを知ってもらえる努力を一緒になってやっていくことが大事でしょう。また色々な団体にリーフレットなどを配ることも必要でしょう。

【穴澤委員】

第2章 市内の社会資源の状況の「㊦地域活動支援センター みのり」ですが、地域住民からの反対があり、予定していた場所では開設できなくなったそうです。説明会を開催しましたが、反対している住民しか参加されませんでした。障害者に偏見を持っており、厳しい意見が出され、予定していた場所での開設は無理と判断されたようですが、市には連絡はありませんか。

【事務局】

開設の連絡はありましたが、中止の連絡は来ていません。

【穴澤委員】

現在、新たな場所を探しているところです。まだ市民の中には、自分たちには関係ないと思っている人もいます。千葉県条例が2割しか浸透していないということも自分には関係ないという捉え方でしかありません。そういった対策をきちんとしていかなければ差別条例にしても同じになってしまいます。

【大淵部会長】

私どもの法人でも、就労継続支援B型の施設を作ろうと周辺地域を回ったことがありますが、その際はネガティブな反応はありませんでした。むしろ自治会には必ず入るように言われたことはありましたが、地域に施設を作ることは反対という意見は聞きませんでした。四街道市はどの地域でも障害者に理解があるところだと思っていましたが、細部では障害に対する差別や偏見に突き当たるところがありますね。

【穴澤委員】

理解のある人もいらっしゃるが、住民の反対意見があると、市としても認めにくいのだと思います。障害のことではありませんが、ある自治会では危険個所の信号設置に反対する住民もいるそうです。信号ができると車が止まり、その時の排気ガスがいやだということのようです。

【飛田委員】

現在、ボランティア活動をやっていることですが、おそらく障害のある人と接したいという気持ちがあっても、きっかけも持てない状況があります。これだけ社会資源があるのだから、事業所などで色々な人と交わる機会を作ることによって、一般的につながりできればいいと感じます。また、ボランティアの高齢化により、継続性の問題が出てきています。一般の方たちが一緒に活動できるような場づくりも必要だと思います。これは社会福祉協議会などの連携が重要になってきています。インクルージョンとしてスムーズに入っていける仕組みが大事なのですが、まずそういった場づくりがあればと思います。

【伊佐委員】

確かに当事者側の努力も必要だと思います。健常者に歩み寄ってもらうのを待つだけではなく、当事者からも歩み寄りをしなくてはいけないと思っています。

【飛田委員】

ボランティア活動をやって、初めて気づくことが出てきます。どの様なことが必要か考えながら活動できればもっと楽しんでもらえますし、大事なことだと思います。四街道市はそうした普及がまだ低いと感じます。四街道市では障害者に対する理解が進んでいると思う反面、市民との融合性は弱いようです。

【金子委員】

第3章 3 施策体系にある7つの基本方針ですが、現行計画の5つから7つに、また表現も変更しています。基本方針が7つになったことは説明がなくもいいのでしょうか。

【飛田委員】

確認ですが、基本方針とは施策の基本方針ですよ。基本理念の次に重点目標があり、そして施策体系に基本方針があるという構成はわかりにくいと思います。また言葉が紛らわしいため、何が重要なのか非常にわかりにくいと思います。

【金子委員】

現在の掲載順から考えると、まず基本理念があり、その基本理念を達成するために6つの重点目標を掲げ、重点目標を達成するために7つの基本方針があるという解釈でよろしいでしょうか。

第4章からの施策内容を見ると、施策名に重点目標の番号が示されている項目がありますが、基本方針と重点目標の番号が繋がっているわけではありません。重点目標と基本方針は違うものと捉えると、基本方針の位置づけがよくわかりません。基本理念の次に基本方針があり、さらに重点を置くものとして重点目標という順番のほうがいいのではないのでしょうか。

【飛田委員】

重点目標と、施策体系の基本方針のつながりがよくわからない。

【大淵部会長】

重点目標が基本方針に対応していればわかりやすいが、そうではないのですよね。

そもそも7つの基本方針はどこからでてきたのでしょうか。

【事務局】

第1回の部会で資料にお示ししています。第4次基本計画では、策定前にアンケート調査を行ったうえで、7つの基本方針をあげ、それぞれの施策に取り組むことといたしました。

【金子委員】

基本方針に関しては、現行計画から変更したことの説明がなかったもので、説明を加えることは難しいのですか。

【大淵部会長】

そもそも重点目標と基本方針はどういう関係でしょうか。

【飛田委員】

基本方針をつけないで、施策体系だけにし、重点目標に対する施策だけでまとめたほうがわかりやすいのではないかと思います。

【大淵部会長】

重点目標は計画期間の10年間に重点とすることです。位置づけとしては、施策体系は重点目標を達成するために行政として取り組んでいくことでしょうか。そうならば、その旨を説明すればいいのではないのでしょうか。

【事務局】

基本理念を達成するために重点目標があります。施策体系は重点目標をさらに広い範囲で捉えて取り組んでいくものです。

【飛田委員】

重点目標を達成するための施策を実施するわけですが、目標の達成率検証が当然なくてはいけません。しかし、検証するものが見当たりません。

施策は重点目標に絡んでやっていくのではないのですか。重点目標とはまったくかけはなれたことをやるのならば重点目標を立てる必要はないと思います。

【事務局】

行政の施策には、各課で障害福祉にかかわるものがあります。そういった重点目標にかからないものが施策体系には含まれています。

【飛田委員】

それは他の担当課が類する施策を立てているということですか。

【大淵部会長】

整理しますと、施策体系と重点目標のつながりをどうするかということが議論になっています。「重点目標は計画期間 10 年間で目標であり、それを達成するための一つの施策であると同時に、さらに広い範囲での裾野の分野を進めていくために施策体系を作成し、それが7つの基本方針です」という説明を入れてはどうでしょうか。あるいは重点目標だけの文章にしないで、重点目標と施策体系といったかたちの文章にし、「重点目標は6つ、さらに重点目標を達成する上で行政が努力すべき施策体系として7つの基本方針を掲げました」としてはどうでしょう。

【飛田委員】

通常は基本方針というのは、重点目標と同じような言葉で使われています。しかしこの計画では紛らわしくなりますから、基本方針は必要ないと私は思います。ここでは、施策体系があること、掲載の施策は担当課と連携してやってくることが分かればいいのではないのでしょうか。あまり複雑にすると、実施した検証も行われなくて終わってしまうのでは心配です。

重点目標の検証は誰がやるのですか。それは全く書かれていません。

【事務局】

基本理念と重点目標、施策体系の基本方針については、関連付けできるように文言を追加いたします。

【金子委員】

現行計画から変わっていることを重点目標で説明してありますので、できればもう少しわかりやすくできるといいと思います。

【大淵部会長】

では、事務局で文言を加えていただけますか。変更文章の確認は私に一任頂き、次回の審議会までにまとめさせていただくことよろしいでしょうか。（承認）

【穴澤委員】

確認ですが、施策体系を基本理念の後に移動させ、その中に対して重点目標という順番にはできないのでしょうか。そのほうが見た感じがわかりやすいと思います。

【事務局】

現行計画と同様に、基本理念、重点目標、各施策という作りをしており、数の少ないものから裾野を広げていくイメージにしていますので、このままとさせていただきたいと考えています。

【大淵部会長】

その他にはいかがでしょうか。

【伊佐委員】

第1章 2 障害者施策の動向ですが、成立の記載はあっても施行の記載がありません。成立と施行の両方を記載したほうがいいのではないのでしょうか。

第3章 1 計画理念ですが、インクルージョンの考え方について、「社会の構成員として包み、支え合う」とあります。文章の「包み」という文言に違和感があります。インクルージョンはこれまでの日本になかった概念で、日本語では社会的包摂と表されていることから、「包み」という言葉が出てきたと思いますが、誰が誰を包んでいるのか読み取れません。ほかにわかりやすい表現がないのでしょうか。

また、基本理念として「ともに自分らしく輝いて生きることができるまち」とありますが、「輝いて」は情緒的ですが、「自分らしく生きる」でも十分ではないでしょうか。

【大淵部会長】

計画書の記載の障害者施策の動向はあくまでも動向ですが、差別解消法については、基本的な方向を示す閣議決定を記載してあります。事務局の考えもあると思いますが、記載するのであれば統一して施行月日まで入れたほうがいいでしょう。

基本理念の「包み」「輝いて」は、確かに文学的、情緒的な表現でもありますが、誰が誰を包むかではなく、社会が全部を包含するという意味であり、その社会には究極的には差別も偏見もないということだと思っています。代わる言葉として妥当な言葉があればいいですが、事務局にそれを求めることは難しいと思いますか。何かよい言葉がありますか。

【飛田委員】

教育分野ではインクルージョンは包括的という表現にしていますので、「包括的に」がいいと思いますが、そうするとまた意味が違ってきてしまいますね。

【大淵部会長】

社会の構成員として社会が全体を包むということなので、特別な人が特別な人を包むというような特定のものではないと思っています。

【飛田委員】

インクルージョンという言葉自体、ニュアンスが違うので難しいのではないのでしょうか。

【大淵部会長】

私は「輝いて」は入れていいと思っています。輝くという言葉の中に、誰にでも個性を発揮してもらい、自分の人生を豊かに生きる権利を守ってもらおうということが含まれていますので、「輝いて」を除いて「自分らしく生きる」とすると、何の変哲もないように感じます。

【伊佐委員】

国のトップは、女性が輝く社会とか総活躍社会など言っており、その流れでこの言葉が出てくるのではないかと感じてしまいます。

【大淵部会長】

委員の皆さんのそれぞれの思いがあって議論してきましたが、次のようにまとめたいと思います。施行月日は、事務局で調べて入れていただけますか。基本理念の「包む」「輝いて」という言葉については、代わる言葉として妥当なものがないので、掲載のままいたします。

その他はいかがでしょうか。

【大内委員】

歯科医師会として訪問歯科医療を実施していますが、予算の縮小により依頼があっても訪問できていないことが現状です。市の訪問歯科診療よりも、一般の訪問事業者のほうが活発な動きです。歯科医師会としては健康増進課と協議して、迅速に動けるように努力しているところです。しかし訪問歯科専門の訪問事業者も増えてきています。四街道市に歯科専門の訪問事業者がなくても、八千代市や千葉市の事業者が訪問歯科診療をやっています。やはり今の四街道市のシステムでは、いくつかのステップがあるため、市民からすると電話だけできてくれる民間業者は便利です。歯科医師会も応急処置は可能ですが、そればかりだと行政的には難しいと聞いています。やはり利便性を市民目線に変えていく必要を感じており、歯科医師会でも検討しています。

計画内容については、保健医療の分野からするとよくできていると思います。

【大淵部会長】

その他にはいかがでしょうか。

【穴澤委員】

第5章 3 県及び障害保健福祉圏域との調整・協力ですが、「16 の障害保健福祉圏域を設定しています。」とあります。県が13、政令指定都市が1、中核市が2つだが、これで16と示してもいいのでしょうか。

【事務局】

圏域として、16で問題はありません。

【穴澤委員】

第4章 「1-1-4 人権意識の啓発」ですが、「地域相談員が配置され」とあります。地域相談員について、何らかの説明か用語の解説があったほういいのではないのでしょうか。

【事務局】

用語の解説に追加するか検討したいと思います。

【伊佐委員】

第4章 1 差別の解消及び権利擁護の推進に関連しますが、今朝の新聞に4月より差別解消法が施行されるということで、国の方針として各市町村に障害者差別解消支援地域協議会の設置を進めるとの掲載がありました。ただ障害者差別解消支援地域協議会は全国的にも広まっておらず、千葉県では松戸市が設置しているようです。四街道市としては特に障害者差別解消支援地域協議会の設置予定はありますか。「1-1-2 虐待の防止及び早期発見の推進」では自立支援協議会と協議するような内容が掲載されていますが、自立支援協議会と協議して取り組んでいくと捉えればいいのでしょうか。

「1-1-3 障害に関する市民の理解の促進」ですが、例えば「6 社会参加の拡充」に掲載している出前講座を、「1-1-3 障害に関する市民の理解の促進」にも出前講座の開催や障害者福祉の理解に努めていることを記載してはどうでしょうか。

「1-3-1 社会教育における福祉教育の推進」の担当は社会教育課ですが、内容をみると障害者の人権に関しての講演会を開催しているように読み取れました。しかし社会教育課主催での人権に関する講演会は記憶にありません。障害者の人権に関する講演会は実施されているのですか。それとも今後10年の計画の中で社会教育課が力を入れて取り組んでいくのでしょうか。

【事務局】

まず障害者差別解消支援地域協議会の設置については、市としては未定です。県と市の連携方法もまだ示されていないため、市でどのようなメンバーを集め、協議会を作るか不明なことが多い状況です。

【伊佐委員】

新聞には、1,800ある自治体のうち、実際に設置に動いた自治体は20ぐらいとのことでした。全国的に見ても難しいことだと思います。当事者の立場から、差別解消に関する協議会があったほうがいいという思いと、自立支援協議会とのすみわけをどうするのかといった迷いがあります。むしろ新しい協議会を立ち上げるのであれば、当事者団体と相談しながら進めていってほしいと思います。

【事務局】

出前講座と講演会については、担当課と調整済みですので、再調整は難しいためこのままといたします。

【伊佐委員】

生涯学習推進室と連携して出前講座などに取り組んでいただければありがたいと思います。

【大湊部会長】

それでは第4次四街道市障害者基本計画（案）につきましては、事務局案に加え、ご意見のあった重点目標と施策体系を説明する文章を加えていただきたいと思います。追加文章につきましては事務局と私に一任いただき、修正して部会の案といたします。

②その他

穴澤委員より、臨時委員としてあいさつ

【伊佐委員】

障害のあるお子さんのいらっしゃる家族から言われたことを伝えさせてください。現在、避難行動要支援者名簿を作成中だと思いますが、実際に障害のある子どもが避難するにあたり、支援体制をとれるのか非常に心配されています。市の動きとして、自立支援協議会で防災部会も立ち上げると聞いていますが、その後、防災部会の開催予定など決まっているのでしょうか。

防災対策基本法が改正され、災害時要援護者という名称が避難行動要支援者に変わりました。避難行動要支援者になったという経緯を教えてください。

施策にスポーツのことが掲載されていますが、自立支援協議会のスポーツ部会設置の動きがあったと思います。これは具体的になってきていますか。また障害者基本計画に載せられる内容なのでしょうか。自立支援協議会専門部会では療育・教育や就労に関しては障害者基本計画に掲載されていますが、スポーツ部会に関しては掲載がありません。具体的な動きを教えてください。

【事務局】

まず、防災部会ですが、常時設置部会ではなく、一時的に設立するものです。防災部会の主旨は、要支援援護はそもそも大災害時において、行政が直接救助することは困難が予想されますので、地元の自治会の人たちの協力を得て救助していただくことを目的として行われています。救助に当たり地元の人が障害者の援助方法がわからないことを踏まえて、ガイドラインが必要ということで、防災部会を立ち上げ、市で作成したガイドラインを検討し、よければ自治会に配付する考えです。長期的・継続的に行う部会ではありませんので、基本計画には掲載していません。

スポーツ部会につきましては、詳細が定まっておりませんので、現在動きはございません。よってこちらも基本計画には掲載しておりません。

【大湊部会長】

22日開催の保健福祉審議会では、当部会での審議経過を報告します。他の部会から出席される予定の方は、私の説明に不足がありましたら補足をお願いします。

4. 閉会